

春日井市西部地区新調理場整備基本計画（案）

1 基本的な考え方

(1) 学校給食共同調理場の現状及び今後の方針

公共施設個別施設計画（令和2年3月策定）にて、西部地区新調理場は、前並調理場及び稲口調理場を統合して建て替えることとしている。

児童生徒の推計から、整備完了時点（令和9年度予定）に必要な調理能力は最大26,000食と見込まれる。

このため、以下のとおり、西部地区新調理場の調理能力は10,000食とする。

《現状》

調理場名	開設	調理能力
前並調理場	S48	8,500食※
稲口調理場	S50	8,500食※
東部第1調理場	H26	8,000食
東部第2調理場	R5	8,000食

《整備後》

調理場名	調理能力
西部地区新調理場	10,000食
東部第1調理場	8,000食
東部第2調理場	8,000食

計26,000食

※調理能力は旧衛生基準による

※現状は、4調理場とも調理業務を（公財）春日井市食育推進給食会に委託

(2) 整備場所

学校給食衛生管理基準に定める2時間喫食を遵守するためには、調理場から学校への配送時間を最大25分程度にすることが必要である。

この条件を満たし、市公共施設の跡地活用を考慮すると、前並調理場又は稲口調理場を建替えて整備することが考えられる。

前並調理場については、隣接する前並保育園が移転を予定しており、新衛生基準に適合する調理場の整備に必要な敷地面積を確保できる。

一方、稲口調理場については、敷地が狭小であること、また敷地が道路で囲われており、用地の拡張が困難であることから、十分な敷地面積を確保できない。

このため、整備場所は前並調理場及び前並保育園の跡地とする。

(3) 敷地条件

① 所在地

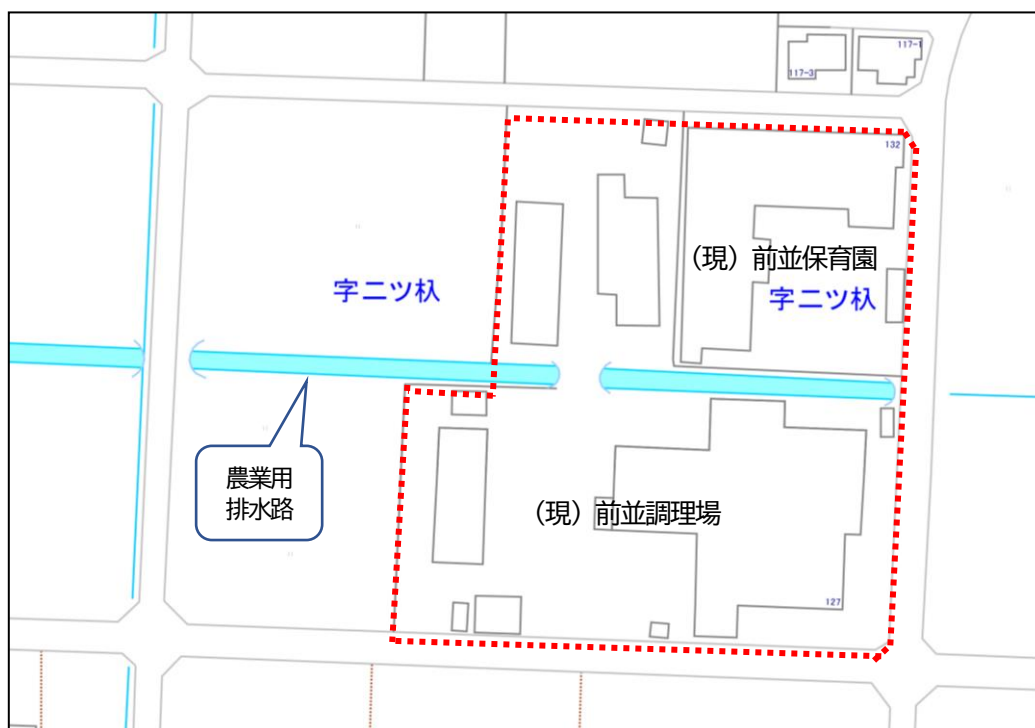
春日井市四ツ家町字四ツ家127 他（現 前並調理場及び前並保育園跡地）

・都市計画区域内

- ・用途地域 : 指定なし (市街化調整区域)
- ・指定建ぺい率 : 60%
- ・指定容積率 : 200%
- ・防火指定 : なし (建築基準法第22条区域内)
- ・下水道区域 : 区域外
- ・敷地面積 : 約 8,500 m² (水路含まず)
- ・敷地状況 : 現前並調理場及び前並保育園の建物あり
敷地中央に、東西に横断する農業用排水路あり

- ② 整備予定地の中央に、東西に横断する農業用排水路があるため、必要に応じて付け替えする必要がある
- ③ 給食配送車は道路幅員が広い南側から出入りすること
- ④ 北側に隣接する民家への影響 (臭気、騒音対策) を考慮すること

春日井市西部地区新調理場整備予定範囲 (点線内)



(4) 施設条件

施設条件は以下の内容を基本とする。

- ① 建築物構造
鉄骨造 2階建
- ② 延べ面積
約 4,500 m²

- ③ 必要諸室
学校給食衛生管理基準等を遵守した上で、標準的なものを設定
- ④ ゾーニング
 - ア 建物は、作業区域と非作業区域に区分する
 - イ 作業区域は、汚染作業区域、非汚染作業区域に部屋単位で区分する
 - ウ 汚染区域と非汚染区域は、調理員や食材が交差しないよう配置する
 - エ 調理室内に和え物室、野菜上処理室を設ける
 - オ 荷受室、検収室及び下処理室は、野菜類と魚肉室に区分する
 - カ 調理機器、食器具類の洗浄室を、汚染作業、非汚染作業区域ごとに設ける
 - キ トイレは、食品及び食器等を扱う区域から3 m以上隔離する
- ⑤ 作業環境
ドライシステム
- ⑥ 厨房機器、備品類
供給食数を供給可能な厨房設備及び備品類を設置
- ⑦ 駐車スペース
約80～100台分を予定
来客、配送車、職員用を敷地内に確保
- ⑧ 概算金額
建設費約35億円、15年間運営等費用48億円
15年間事業費約83億円

(5) 運営条件

- ① 運営主体
民間活力を活用するが、現春日井市食育推進給食会調理員の雇用を確保すること
- ② 衛生
学校給食衛生管理基準を遵守し、HACCP(ハサップ)の概念に基づいた衛生管理を実施すること

(6) 遵守する関係法規等

- ① 学校給食に関する法令
学校給食法、学校教育法、食品衛生法、食育基本法、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律
- ② 学校給食に関する基準等
学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準、大量調理施設衛生管理マニュアル
- ③ 施設整備に関する法令

建築基準法、都市計画法、水道法、消防法、水質汚濁防止法、健康増進法、景観法、大気汚染防止法、騒音規制法、建設業法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律

④ 施設整備に関する基準等

建築設計基準及び同解説、建設工事公衆災害防止対策要綱、建築物の構造関係技術基準解説書、建築設備設計基準、公共建築工事標準仕様書、建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針

(7) 管轄校

本市が給食を提供している市立小中学校は、小学校 37 校、中学校 15 校の計 52 校である。

東部第 1 調理場、東部第 2 調理場はそれぞれ 8,000 食、計 16,000 食の調理能力を有していることから、市域の中央部までカバーすることが可能である。

以上のことを考慮し、西部地区新調理場開設後の管轄校は、次頁のとおり計画する。

《西部地区新調理場整備後の管轄校一覧》

西部地区新調理場（小学校 10 校、中学校 5 校）

東部第 1 調理場（小学校 13 校、中学校 5 校）

東部第 2 調理場（小学校 14 校、中学校 5 校）

コード	学校名	児生数 R5	現状 R5	西部整備後
311	坂下小	444	東部第 1	東部第 1
312	西尾小	67	東部第 1	東部第 1
314	不二小	951	東部第 1	東部第 1
315	玉川小	251	東部第 1	東部第 1
320	松原小	511	東部第 1	東部第 1
322	西山小	210	東部第 1	東部第 1
331	神屋小	191	東部第 1	東部第 1
332	東野小	344	東部第 1	東部第 1
334	石尾台小	180	東部第 1	東部第 1
337	押沢台小	197	東部第 1	東部第 1
404	坂下中	387	東部第 1	東部第 1
409	松原中	566	東部第 1	東部第 1
414	石尾台中	354	東部第 1	東部第 1
328	岩成台西小	299	東部第 2	東部第 2
415	岩成台中	237	東部第 2	東部第 2
406	藤山台中	231	東部第 2	東部第 2
324	高森台小	246	東部第 2	東部第 2
327	中央台小	167	東部第 2	東部第 2
335	東高森台小	137	東部第 2	東部第 2
410	高森台中	312	東部第 1	東部第 2
313	高座小	585	東部第 1	東部第 1
405	高蔵寺中	824	東部第 1	東部第 1
305	篠木小	686	東部第 2	東部第 2
316	藤山台小	361	東部第 2	東部第 2
317	神領小	464	東部第 2	東部第 2
321	岩成台小	222	東部第 2	東部第 2
333	北城小	491	東部第 2	東部第 2
336	篠原小	384	東部第 2	東部第 2
339	出川小	669	東部第 2	東部第 2
401	東部中	650	東部第 2	東部第 2
413	南城中	823	東部第 2	東部第 2
325	柏原小	716	前並	東部第 1
338	丸田小	444	前並	東部第 1
326	大手小	631	前並	西部
304	春日井小	731	前並	西部
307	牛山小	274	前並	西部
329	松山小	717	前並	西部
403	西部中	849	前並	西部
407	知多中	576	稲口	西部
306	鷹来小	275	前並	西部
408	鷹来中	549	前並	西部
310	八幡小	262	前並	東部第 2
301	味美小	776	稲口	西部
302	白山小	294	稲口	西部
303	勝川小	869	稲口	西部
309	小野小	1,000	稲口	西部
318	山王小	475	稲口	西部
402	中部中	1,108	稲口	西部
412	味美中	215	稲口	西部
411	柏原中	693	前並	東部第 1
308	鳥居松小	385	稲口	東部第 2
330	上条小	564	稲口	東部第 2

2 本市の現在の給食提供状況

(1) 献立作成

栄養教諭が作成している。

(2) 物資の選定

市教育委員会が設置する学校給食用物資選定会議で選定している。なお、この会議の参加者は以下のとおり。

学校給食課長、小中学校長、栄養教諭、給食調理委託事業者職員（栄養士、調理員等）

(3) 物資の調達

（公財）春日井市食育推進給食会へ委託している。

(4) 基本的な献立内容

主食、牛乳、主菜、副菜（1～2品）、デザートを提供している。

※ 前並調理場及び稲口調理場の厨房機器の能力不足により、小学校と中学校で異なる献立を提供することが多い。

※ 米飯、パン、麺については、別途委託している。なお、年に数回は、アルファ化米を使用した炊き込みご飯を、調理場で調理している。

(5) 食物アレルギー対応

ア アレルギー給食

東部第1調理場及び東部第2調理場で、卵・乳・えび・かにを全て使用しない給食を、アレルギー給食専用調理室で調理し、市立小中学校52校に在学する希望者に提供している。

対象となる料理は、主菜及び副菜（1品）のみで、アレルギー原因食材の有無に関わらず、毎日アレルギー給食専用調理室で調理した給食が届けられる。

イ 学校での除去対応

市立小中学校52校において、希望者には無配膳、弁当持参の対応を行っている。

(6) 給食配送

前並調理場及び稲口調理場においては、ひとつのコンテナに食器具及び食缶等を積み込んでいる。

東部第1調理場及び東部第2調理場においては、2段階配送（1段階目：食器具コ

ンテナ、2段階目：食缶コンテナ）を行っている。

(7) 学校での配膳

ア 小学校

学校配膳室に届いた食器具及び食缶等を、コンテナから配膳ワゴンに乗せ換えて、各クラス前の廊下まで小荷物専用エレベーターを用いて運搬している。

なお、現在順次進められている学校リニューアル工事において、エレベーターは小荷物専用から乗用（人が乗れるもの）へ切り替えている。

イ 中学校

学校配膳室から各クラスまで生徒が食器具及び食缶等を運んでいる。なお、令和5年度現在、中学校にエレベーターは設置されていない。

ウ 備考

配膳員は小学校、中学校ともに（公財）春日井市食育推進給食会職員である。

(8) 食器

前並調理場、稲口調理場は強化磁器である。

東部第1調理場は、令和5～7年度にかけて、強化磁器からPEN食器へ切り替えを予定している。

東部第2調理場は、令和5年度の開設時からPEN食器を導入している。

(9) 給食費

児童生徒等の給食費は市が徴収しており、調理場での徴収はない（公会計移行済）。

(10) 食育関係

東部第1調理場は、見学通路等の食育関連施設を配備している。

(11) 災害時対応機能

市の地域防災計画において、調理場も状況に応じて炊き出しを行う施設として位置付けられている。

東部第2調理場は、ガスコージェネレーションシステムを導入し、停電時にも一部機器による調理が可能となるなど、災害時対応機能を配備している。

3 西部地区新調理場整備後の給食提供

(1) 献立作成（変更なし）

栄養教諭が作成

(2) 物資の選定（変更なし）

市教育委員会が設置する学校給食用物資選定会議で選定

(3) 物資の調達（変更なし）

（公財）春日井市食育推進給食会へ委託

(4) 基本的な献立内容

原則、小中同一献立とすることを今後検討

(5) 食物アレルギー対応

アレルギー給食について、卵・乳・えび・かにを全て使用しないものを毎日提供するのではなく、通常給食に食べられない食材が使用してある日のみ、アレルギー給食を注文する方式への変更を今後検討

(6) 給食配送

西部地区新調理場においても、2段階配送を実施

(7) 学校での配膳

2段階配送の導入により、コンテナ数の増加が見込まれるが、配膳業務に大きな変更はない。

(8) 食器

PEN食器を導入

なお、中学校においては生徒が配膳室と教室の間を運搬するため、使用後に水分が垂れてこないような食器カゴとする。

(9) 給食費（変更なし）

児童生徒等の給食費は市が徴収しており、調理場での徴収はない（公会計移行済）。

(10) 食育関係

西部地区新調理場にも、東部第1調理場と同様の見学通路等を配備するかどうか、

今後検討

(1) 災害時対応機能

西部地区新調理場にも、東部第2調理場と同様の災害時対応機能を配備

4 概算事業費、事業手法、事業スケジュール

令和5年度に実施する導入可能性調査にて検討